

第 1 1 5 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 29 日 開会

令和 5 年 3 月 29 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 1 5 回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（3月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○報告第2号の上程、説明、質疑	6
○報告第3号の上程、説明、質疑	7
○報告第4号の上程、説明、質疑	7
○報告第5号の上程、説明、質疑	9
○報告第6号の上程、説明、質疑	10
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

令和 5 年 3 月 29 日（水曜日）

第 1 1 5 回南部町議会臨時会会議録

（第 1 号）

第115回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年3月29日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化センター土木工事）
- 第 6 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福田集会所建設工事）
- 第 7 報告第 4 号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町福地地区小中学校空調設備設置工事）
- 第 8 報告第 5 号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町名川地区小中学校空調設備設置工事）
- 第 9 報告第 6 号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町南部地区小中学校空調設備設置工事）
- 第 10 議案第 42号 工事請負契約の締結について（あかね浄化センター管理棟建築工事）
- 第 11 議案第 43号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	5 番	坂 本 典 男 君
6 番	滝 田 勉 君	7 番	西 野 耕太郎 君
8 番	山 田 賢 司 君	9 番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	久保田 敏 彦 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
建 設 課 参 事	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学務課長補佐	高 森 正 博 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	舘 崎 あつ子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	柴 田 和 香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第115回南部町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

（議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第115回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告5件、議案2件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、3月29日、1日としましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番根市勲君、15番馬場又彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月29日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

初めに、閉会中の議員辞職の許可について報告します。

去る3月17日、夏堀嘉一郎君から辞職願が提出され、閉会中のため、地方自治法第126条及び南部町議会会議規則第99条の規定に基づき、3月20日付けで辞職を許可いたしましたのでご報告します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が、報告5件、議案2件であります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 議員各位におかれましては、本日招集の第115回南部町議会臨時会を開会するにあたり、年度末のご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件であります、報告5件、工事請負契約の締結1件、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算1件の、合わせて7件でございます。

順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告5件「専決処分した事項の報告について」をご説明いたします。

報告第2号から第6号まで、「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」であります、報告第2号「あかね浄化センター土木工事」、報告第3号「福田集会所建設工事」、報告第4号から第6号まで「福地地区、名川地区及び南部地区の小中学校空調設備設置工事」の以上5件について、いずれも工事内容の一部変更に伴い請負金額を追加する変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、議案第42号「工事請負契約の締結について」であります、あかね浄化センター管理棟建築工事の請負契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」であります、歳出予算の組み替えを行うものであり、予算の総額に変更はないものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の内容でありますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第５、報告第２号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化センター土木工事））」を議題とします。
本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） おはようございます。

説明資料の３ページをお開き願います。

報告第２号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化センター土木工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和５年３月15日、工事名はあかね浄化センター土木工事、工事場所は大字福田地内、契約の相手方は剣吉字上町28番地、山田建設株式会社、代表取締役、根市純子。

変更前の請負代金額２億5,108万9,300円に請負代金の4.71％にあたる1,183万2,700円を増額するものであります。

変更内容ですが、主なものとして、汚水処理水槽本体外周の埋戻し材を当初予定していた現場発生土から購入土に変更したこと、並びに、仮設工における鋼矢板の設置延長を追加したことによるものです。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第２号を終わります。

◎報告第 3 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第 6、報告第 3 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福田集会所建設工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の 4 ページをお開き願います。

報告第 3 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福田集会所建設工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

工事名は福田集会所建設工事、工事場所は大字福田地内、契約の相手方は南部町大字斗賀字沼田 5 番地 7、有限会社石西塚建設工業、代表取締役、西塚義美。

変更前の請負代金 4,833 万 3,120 円に請負代金の 1.55% となる 74 万 8,880 円を追加するものであります。

変更内容の主なものは、U 字溝及び雨水配管の追加などによるものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 3 号を終わります。

◎報告第 4 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、報告第4号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町福地地区小中学校空調設備設置工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長補佐（高森正博君） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

報告第4号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町福地地区小中学校空調設備設置工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和5年3月16日、工事名は南部町福地地区小中学校空調設備設置工事、工事場所は福田小学校及び福地中学校、契約の相手方は八戸市吹上1丁目9番5号、三和電業株式会社、代表取締役、小笠原雅昭。

変更前の請負代金9,449万円に請負代金の0.69%にあたる64万9,000円を追加するものであります。

主な変更理由は、福田小学校では動力設備工事における電線ケーブルを室外機と接続するため、ケーブルを接続分岐する箱であるプルボックスを設置する必要があったため数量を追加したものです。福地中学校では幹線設備工事における建物外壁に設置する幹線ケーブルが既設の配管に干渉するため、配管支持ブラケットという金具を設置し干渉を回避するため数量を追加したことによる増額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、報告第5号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町名川地区小中学校空調設備設置工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長補佐（高森正博君） それでは、説明資料の6ページをお開き願います。

報告第5号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町名川地区小中学校空調設備設置工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和5年3月16日、工事名は南部町名川地区小中学校空調設備設置工事、工事場所は名久井小学校及び名川中学校、契約の相手方は南部町大字上名久井字昼ノ前13番地4、株式会社本田電気工業、代表取締役、本田篤。

契約前の請負代金1億1,638万円に請負代金の1.25%にあたる145万2,000円を追加するものであります。

主な変更理由は、名久井小学校では室内機と室外機の接続ルート上に児童用戸棚があり、それを迂回するためルートを変更、冷媒管、ドレン管、化粧ダクト等の長さを追加したものでございます。名川中学校では内装工事における配管ルート上のパイプスペース内を点検口から調査したところ床スラブを貫通させる必要があることが判明したため、既存の点検口を残し、作業用の開口として壁面点検口を設置する必要だったための増額でございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 5 号を終わります。

◎報告第 6 号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第 9、報告第 6 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町南部地区小中学校空調設備設置工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長補佐（高森正博君） それでは、説明資料の 7 ページをお開き願います。

報告第 6 号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町南部地区小中学校空調設備設置工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものであります。

専決年月日は令和 5 年 3 月 16 日、工事名は南部町南部地区小中学校空調設備設置工事、工事場所は南部小学校及び南部中学校、契約の相手方は八戸市下長 4 丁目 5 番 3 号、株式会社東洋電設、代表取締役、向谷地和弘。

変更前の請負代金 9,614 万円に請負代金の 0.01％にあたる 1 万 1,000 円を追加するものであります。

主な変更理由は、既設キュービクルの撤去工事における停電時間を短縮するためクレーン車 1 台を追加したものと、南部中学校では幹線設備工事における幹線ケーブルが建物の外壁に設置し

である配管等に干渉するため配管支持ブラケットという金具を設置し干渉を回避するため数量追加したための総額であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げるものでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第10、議案第42号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター管理棟建築工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第42号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター管理棟建築工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築、請負代金は1億6,830万円です。落札率は94.8%、条件付一般競争入札で行われ入札業者等は9ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、管理汚泥棟と最終沈殿池建屋を建築するものとなります。管理汚泥棟は鉄筋コンクリート造、地上2階建て、建築面積は233.43平方メートル、延べ床面積は343.77平方メートルです。最終沈殿池建屋ですが、これは土木工事で建設した地下1階のポンプ室へ出入りする階段部分に上屋を建築するものです。鉄筋コンクリート造、地上1階建て、建築面積は

11. 85平方メートルです。

10ページをお開き願います。

10ページはあかね浄化センターの完成イメージ図です。赤く塗りつぶした部分が建築工事部分となります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和6年2月20日までです。

以上で議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、議案第43号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） 議案書をご準備いただきまして21ページをお開き願います。

議案第43号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

この度の補正は第1表歳出予算補正のとおり、1款1項総務管理費を10万5,000円減額し、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金を同額増額する歳出予算の組替えを行うもので、予算総額に変更はございません。

26、27ページをお開き願います。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、去る3月定例会において減額の補正を行ったところでございますが、その後、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分に追加が見込まれ、広域連合への納付金に不足が生じる見込みとなったことから10万5,000円を追加するもので、上段の1款1項1目の11節を同額減額して対応するものでございます。

議案第43号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第115回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご議決を賜りましたことに対しまして心から御礼申し上げます。

この冬は厳しい寒さが続いておりましたが、日増しに日が長くなり、このところの日中の陽気に本格的な春の訪れを感じているところであります。

まもなく迎える令和5年度は、「第二次南部町総合振興計画 後期基本計画」に基づき、「みんながつながり達者に暮らす 笑顔あふれるまち 南部町」の実現に向けて、さらなる一步を踏み出す「チャレンジの年」と位置付け、町民が何を求めているかを常に考え、新たな体制のもと、職員一丸となってまちづくりに臨んでまいり所存であります。

そして、本臨時議会に出席しております、久保田敏彦総務課長、舘崎あつ子議会事務局長の2人が今月末日をもって退職となります。久保田課長にあつては40年間、舘崎事務局長にあつては34年間と、それぞれ長きにわたり住民奉仕の精神を堅持し職務に精励されてきたことに、心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。それぞれお二人には本当にお疲れさまでございました。また、たいへんありがとうございました。

結びになりますが、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、くれぐれもご自愛いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第115回南部町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 根市 勲

署名議員 馬場又彦